

監査結果に係る措置通知書

企 画 市 民 局	
監 査 結 果 (指摘事項)	改 善 措 置
<p><仙台市泉文化創造センター〔イズミティ 21〕></p> <p>(6)①(イ)協定書における指定管理料について (財)仙台市市民文化事業団は仙台市泉文化創造センターの管理の指定を受けるにあたり、申請書を市宛に提出し、事業計画実施に要する費用として16年度、17年度、18年度の計画額を明らかにしている。</p> <p>事業計画実施に要する費用 16年度 263,606千円 17年度 263,606千円 18年度 263,606千円</p> <p>しかしながら協定書における指定管理料は、16年度は263,606千円で申請どおりの額となっているが、17、18年度は320,500千円となっており、限度額の定めではあるものの、申請額を上回ったものとなり、申請者の事業計画との整合性が取れていない額で協定されている。又、17、18年度については仙台市と協議した額として改めて定める額としており、17年度については264,202千円、18年度については241,825千円と決定されているが、その金額とも整合していない。要するに当初事業計画額は十分な検討により算出されたものではないと考えざるを得ない。非公募指定であっても指定管理者制度の趣旨は公募と変わらないはずであり、申請者自身が施設管理の当事者であり契約者であることを充分認識し、精度の高い見通しのもと申請計画額を算出し、協定額との整合をとる必要があったこととなる。公募であれ非公募であれ、協定額の基礎となる事業費の精度を上げた算出に留意する必要がある。</p>	<p>泉文化創造センターについては、平成18年度に公募により指定管理者を選定したところであり、審査において当該団体から提出された申請額が精度の高い適切なものと認められたことから、その申請額を基礎として指定管理料を定めた。</p>